大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、多様な価値観や生き方を認め合い、誰もが自分らしく安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ　ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者をいう。

(2) パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、継続的に責任をもって協力することを約束した一方又は双方が、性的マイノリティである二人の関係をいう。

(3) ファミリーシップ　パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の実子又は養子（以下「ファミリーシップ対象者」という。）を含め、家族であると約束した関係をいう。

(4) 宣誓　パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、町長に対して誓うことをいう。

(5) 申告　本町へ転入前にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体及び本町が加入するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において、第４条第１項に規定する宣誓に類する行為をし、第７条第１項に規定する交付書類に類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた２人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミ

リーシップにあることを町長に対して申し出ることをいう。

（宣誓又は申告の要件）

第３条　宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) パートナーシップにある双方が、民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達していること。

(2) パートナーシップにある双方が町内に住所を有していること又は一方が町内に住所を有し、他方が宣誓の日から３月以内に町内に転入予定であること。

(3) パートナーシップにある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。

(4) パートナーシップにある双方が、他の者とのパートナーシップにないこと。

(5) パートナーシップにある双方が、民法第７３４条から第７３６条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった場合を除く。

(6) ファミリーシップにあることの宣誓等をしようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

（宣誓等の方法）

第４条　宣誓等をしようとする者は、町職員の面前において自ら記入した大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第１。以下「宣誓書」という。）又は大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第１の１。以下「申告書」という。）を町長に提出することにより行うものとする。

２　宣誓等をしようとする者は、宣誓等をする日時等について事前に町と調整するものとする。

３　宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前３月以内に発行されたものに限る。）

(2) 宣誓しようとする場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具

備証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓する日前３月以内に発行されたものに限る。）

(3) 申告しようとする場合は、転入前に交付を受けた証明書等類似書類

(4) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

４　住所要件を確認するための住民登録情報について、町が職権で取得することを本人が宣誓書等において同意した場合には、前項第１号に掲げる書類の提出を省略することができる。

５　町外に在住する者であって大口町内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって第３項第１号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに同号の書類を提出しなければならない。

６　宣誓書等の提出は、町長が指定する場所において行うものとする。

７　宣誓等をしようとする者のうち一方又は双方が宣誓書等に自ら記入することができない事情があると町長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

（本人確認）

第５条　町長は、宣誓等をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前３号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第６条　宣誓等をしようとする者は、町長が特に理由があると認める場合は、宣誓

書等において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

２　前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第４条の規定による宣誓等をするときに提示するものとする。

（証明書等の交付）

第７条　町長は、宣誓書等の提出があった場合において、宣誓等の要件を審査し適当と認めるときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（様式第２）及び大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（様式第３）（以下「証明書等」という。）を、当該宣誓等をした者（以下「宣誓者等」という。）に交付するものとする。この場合において、前条第１項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

２　前項の大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書は、パートナーシップ又はファミリーシップ１組につき１枚交付するものとし、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードは、宣誓者等それぞれに１枚交付するものとする。

（証明書等の再交付）

第８条　証明書等の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他町長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（様式第４）により申請することができる。

２　前項の申請があったときは、町長は証明書等を再交付するものとする。

３　前項の規定による再交付を受けた宣誓者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を町長に返還しなければならない。

（宣誓書等記載事項変更の申出）

第９条　宣誓者等は、宣誓書等に記載した事項に変更があった場合は、大口町パー

トナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届（様式第５。以下「内容変更届」という。）に変更内容を確認できる書類を添付して、交付済みの証明書等と共に町長に提出しなければならない。

２　町長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者等に交付するものとする。

（証明書等の返還）

第１０条　宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第６。以下「返還届」という。）に証明書等を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者等のいずれかが死亡したとき。

(3) 第３条第２号から第４号までに掲げる要件に該当しなくなったとき（宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合を除く。）。

（無効となる宣誓）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) パートナーシップ及びファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第３条各号の規定に反しているとき。

(4) 第４条第４項後段の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（返還又は無効に係る宣誓番号の公表）

第１２条　町長は、必要があると認めるときは、第１０条の規定により返還又は前条の規定により無効とした証明書等の宣誓番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書等の取扱い）

第１３条　町長は、第１０条第１項の規定により証明書等が返還された場合は、そ

のときから５年間保存の後、これを廃棄することができる。

２　転入先の連携自治体の求めに応じ、宣誓者等が提出した宣誓書等及び添付書類について、本人の同意が確認できた場合は、写しを送付するものとする。

（その他必要事項）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則（令和６年３月２８日　大口町告示第１５号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年７月２９日　大口町告示第７９号）

この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

附　則（令和６年１０月３１日　大口町告示第１０２号）

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

様式第１（第４条関係）

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

大口町長　　様

私たちは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとして、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓し、署名します。

年　　月　　日

宣　誓　者		
（ふりがな） 氏　名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
（ふりがな） 通称名 ※通称名で宣誓する人のみ		
住所 ※住民登録しているところ		
ファミリーシップ対象者		
（ふりがな） 氏　名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
住所 ※住民登録しているところ		
代　筆　者		
氏　名		
住　所		

［住民登録情報の取得（第４条第４号）］

☐ 住所要件を確認するため、町が職権で住民基本台帳の確認をすることに同意する。

町確認欄	☐個人番号カード　☐運転免許証 ☐旅券　☐その他（　　）	☐個人番号カード　☐運転免許証 ☐旅券　☐その他（　　）
	連絡先	連絡先

様式第１の２（第４条関係）

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

大口町長　　様

私たちは、大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、転出元の地方公共団体において受領証等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項を申告します。

年　　月　　日

宣　誓　者		
（ふりがな） 氏　名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
（ふりがな） 通称名 ※通称名で宣誓する人のみ		
新住所 ※住民登録しているところ		
旧住所		
宣誓日	年　　月　　日 （転出元の地方公共団体で宣誓書受理証明書等が交付された日）	
ファミリーシップ対象者		
（ふりがな） 氏　名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
住所 ※住民登録しているところ		
代　筆　者		
氏　名		
住　所		

［確認事項］同意する場合は、□に✓印を付けてください。

住所要件を確認するため、町が職権で住民基本台帳の確認をすることに同意します。	□
本申告書に基づき、転出元の連携自治体へこの申告の内容を通知すること及び本申告書の写し、受領証等の原本を送付することに同意します。また、本町が転出元の連携自治体から宣誓時の書類の写しの提供を受けることに同意します。	□

町確認欄	□個人番号カード　□運転免許証 □旅券　□その他（　　）	□個人番号カード　□運転免許証 □旅券　□その他（　　）
	連絡先	連絡先

様式第２（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づき、大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

年　　月　　日生　　年　　月　　日生

［ファミリーシップ対象者］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

年　　月　　日生　　年　　月　　日生

宣誓日　　年　　月　　日

大口町長　　印

［通称名を使用している場合の戸籍上の氏名］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

備考

１　表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

２　ファミリーシップ対象者欄は、ファミリーシップ対象者の人数に応じて適宜修正し、ファミリーシップ対象者がいない場合は当該欄を削除する。

様式第３（第７条関係）

（表）

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証明カード

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する要綱に基づき、お二人が宣誓されたことを証明します。

様	様
年　月　日生	年　月　日生
宣誓番号　第　号	宣誓日　年　月　日

年　月　日
大口町長　印

（裏）

この受領証明カードは、お二人が互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを大口町が証するものです。
法的な効力を有するものではありませんが、この受領証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いします。

［通称名を使用している場合の戸籍上の氏名］

様	様

［ファミリーシップ対象者］

様	様
年　月　日生	年　月　日生

備考

１　表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

２　ファミリーシップ対象者欄は、ファミリーシップ対象者の人数に応じて適宜修正し、ファミリーシップ対象者がいない場合は当該欄を削除する。

様式第４（第８条関係）

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
受領証明書等再交付申請書

年　　月　　日

大口町長　　様

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第８条第１項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等の再交付を申請します。

１　申請者

宣誓番号		
（ふりがな） 氏名又は 通称名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
住所 ※住民登録しているところ		
代　筆　者		
氏　名		
住　所		

２　再交付を希望する理由（該当する□に✓を入れてください。）

□ 紛失　　□ 毀損　　□ 汚損　　□ その他（　　）

３　再交付を希望するもの（該当する□に✓を入れてください。）

□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

町確認欄	□個人番号カード　□運転免許証 □旅券　□その他（　　）	□個人番号カード　□運転免許証 □旅券　□その他（　　）
	連絡先	連絡先

様式第５（第９条関係）

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届

年　　月　　日

大口町長　　様

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第９条の規定により、次のとおり変更があったことを届け出ます。

［届出者及び変更事項］

宣誓番号		
（ふりがな） 氏名又は 通称名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
住所 ※住民登録しているところ		
変更事項	□ 氏名　□ 通称名 □ 住所　□ その他	□ 氏名　□ 通称名 □ 住所　□ その他
変更内容		
代　筆　者		
氏　名		
住　所		

町確認欄	□個人番号カード　□運転免許証 □旅券　□その他（　　）	□個人番号カード　□運転免許証 □旅券　□その他（　　）
	連絡先	連絡先

様式第６（第１０条関係）

大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届

年　　月　　日

大口町長　　様

大口町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第１０条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等を返還します。

１　届出者

宣誓番号		
（ふりがな） 氏名又は 通称名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
住所 ※住民登録しているところ		
代　筆　者		
氏　名		
住　所		

２　返還の理由（該当する□に✓を入れてください。）

□ 双方の意思によりパートナーシップを解消した。

□ 宣誓者の一方が死亡した。（亡くなった方の氏名：　　）

□ 大口町から転出した。

（氏名：　　転出先住所：　　）

（氏名：　　転出先住所：　　）

□ その他、宣誓の対象者の要件に該当しなくなった。

（　　）

町確認欄	□個人番号カード　□運転免許証 □旅券　□その他（　　）	□個人番号カード　□運転免許証 □旅券　□その他（　　）
	連絡先	連絡先